

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27名であります。

1番、櫻田貴久君より欠席する旨、25番、東泉富士夫君より遅刻する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会派代表質問

議長（君島一郎君） 日程第1、会派代表質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

玉野 宏 君

議長（君島一郎君） 敬清会代表、28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） おはようございます。

敬清会、玉野宏です。

3月11日の東日本大震災、それに伴う福島第一原子力発電所の一連の事故から9カ月目の月に入りました。

福島第一原発の事故は、当市の基幹産業であります観光、酪農業に大きなダメージを与え続けております。

当市においては、放射能対策本部がつくられ、日々対応に尽力されておりますが、市民生活に不安と戸惑いが払拭される道は、どの県、市町村においても見えておりません。

2011年3月11日は、あの年が日本の地方からの大きな転機の年だったと、将来長きにわたって語り続けられる年になることでしょう。3月11日を機に、当市がこの危機の一連をいかに受けとめ、どのような展望を描くのか。同時に、この事故より見えてきた地方と都市間の問題から、地方の時代とは何かと提言されてきておりますが、地方の自立にはどのような施策が必要とされるのか、一端になればと思っております。

地方の時代は人と人との結びつきの再生から始まり、地域力を保持し、強めるには、共同体の力が不可欠です。人は、人の結びつきと、人が共同体を失ったときの悲惨さは、さきの阪神・淡路大震災のときの避難者の仮設住宅での独居孤独死が多数発生してしまった例が挙げられております。人の結びつきを失うほど悲しいことはありません。

東北大震災地の岩手に生まれ、後世に数々の名作を残した宮沢賢治は、病いえず東京から帰郷し、病床の中で、かの有名な「雨ニモマケズ」を記述したそうです。この「雨ニモマケズ」の中には「行って」という言葉が3回使われており、後日、欄外にもう一つ「行って」と書かれたそうです。計4回「行って」が使われているそうです。生きとし生けるものすべてに郷里を、土とともに生きる命の尊厳と慈しみを込め、行って助けたい、行って助けたいと三度書かれ、余命短い中に小さな黒いノートに記したそうです。

私たちの時代は、行き合うという大切な基盤そのものを、経済活動の中に組み込んできてしまいました。漁業、林業、酪農業は人と自然を結び、働きかけ合うことで共同体を形成し、自然界には

豊かな自然をつくります。この関係を経済効率という布で覆い隠すのではなく、命の尊厳と慈しみを自然と人の技によってつくられる技ということを再確認し、保持し、形成し合うべきと思います。

私たちは命で始まり、人々ともども生きる過程の中から、尊厳と慈しみを身にしていくものです。次世代を生きる人々にとって福島事故、食と共同体、エネルギーの問題にどう対応して、どう生きていくのか。自然と触れ合う安らぎのまち那須塩原市が危機から希望への地であることを込め、以下質問に入ります。

1、総合計画後期基本計画について。

第1次那須塩原市総合計画後期基本計画素案が出されました。計画策定趣旨の中で少子・高齢化のさらなる進行、社会経済情勢の変化、分権への対応など、新たな課題が生じており、新たな視点での取り組みが求められていることから、次の点についてお伺いいたします。

農林業の振興の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

畜産業の振興の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

世界金融危機、エネルギー危機、地球温暖化危機が3つの危機と言われるが、当市が述べている社会経済情勢の変化とは何か。特に3つの危機をどうとらえているのかをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 28番、敬清会、玉野宏議員の会派代表質問にお答えをいたします。

1の総合計画後期基本計画についての3点についてお答えをいたします。

第1次那須塩原市総合計画後期基本計画の農林業の振興の具体的な取り組みについてお答えを

いたします。

まず、農業の振興につきましては、現状と課題を踏まえ、大きく3つの目指すべき方向を示しております。

1つには意欲ある農業者づくりとその支援です。

具体的には、戸別所得補償制度や農地利用集積などの国の施策を市政に運用するとともに、今年度から実施をしております農業のヘルパー制度ともいうべきシルバーファーマー制度を機能させ、労働力の供給を行うなど、農業者の生産意欲の向上、農業経営の安定及び経営規模の拡大を進めてまいります。

2つ目には、生産を支える環境づくりと元気で美しい農村づくりです。

農地は減少傾向にあり、営農環境も悪化しつつあります。そこで市が定める農業振興地域整備計画を基本に、優良農地の保全、利用集積及び遊休農地の解消に向け、的確に取り組んでまいります。

また、農業生産性の向上や経営の合理化を図るために、県営農村振興総合整備事業などの実施により農道や農業用排水路の整備を推進し、また、土地改良区などが管理をする水利施設の運営、管理の支援を行ってまいります。

3つ目には、安全、安心、安定した食づくりです。

まず、継続して取り組んでまいりました食育、地産地消については、小学生を対象としたおにぎり、バターづくりの体験や、生産者が学校を訪問して地元農産物のPRを行う学校給食訪問、小中学生を対象とした学校農園での農業生産体験の子どもたちのアグリ体験学習支援事業。高校生を対象とした牛乳消費拡大に向けた食育講演会などを実施をしております。

また、恵まれた農業生産環境を生かし、生産された農作物のブランド化を進めてまいります。

標高が500m前後の気候に適し、来年度に実験栽培から一般栽培となります夏秋どりいちご、なつおとめについて消費拡大や知名度アップを図るとともに、需要にこたえられるだけの作付面積の拡大や生産者の新規参入促進に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、松くい虫防除対策事業や有害鳥獣保護管理事業などの実施により、森林資源の保全を図り、明るく安全な里山林の整備促進を図るために現地森づくり事業を実施してまいります。

また、森林の適正な管理を推進するため、林道管理事業の実施により、その基盤となる林道の管理を行ってまいります。

畜産業の振興の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

本市の畜産業は、平成22年度現在、乳用牛の飼養頭数が2万3,500頭、肉用牛が5,400頭、豚が5万3,800頭で、特に酪農売り上げにおいては、生乳産出額が本州第一位となっている基幹産業でありますので、畜産業の振興については総合計画後期基本計画においても重要施策として位置づけております。

また、今後ますます畜産を取り巻く環境は厳しくなると予想され、経営規模の適正化、周辺環境への配慮、担い手の確保による足腰の強い畜産経営が求められることとなります。

このような中、具体的な取り組みとしては、5つの施策を大きな柱としております。

まず、1点目としては、自給飼料の確保です。飼料自給率のアップが畜産経営の最優先課題の1つであるため、飼料価格の高騰への対応や、バランスのとれた安定的な飼料供給対策として、収穫用機械導入のための補助金の導入を進めてまいります。

2つ目といたしましては、家畜の改良、増殖であります。優良牛を生産するため、優良雌牛の導入や優良精液の利用促進に対し、支援をしております。

3つ目といたしましては、資源環境型農業の推進です。畜産を取り巻く環境において強く叫ばれておる堆肥化施設の整備と堆肥の利用促進を図る観点から、補助事業の導入はもちろんのこと、塩原堆肥センターの利用やPRをするとともに、稼働率アップを進めてまいります。

4点目としては、作業の効率化、低コスト化です。効率的な畜産経営を実現するため、搾乳ロボットや哺乳ロボットを整備するための補助事業を導入してまいります。また、後継者が就農しやすい環境を整えるために補助率の高い公社営事業を継続実施し、魅力ある畜産業を目指してまいります。

さらに八郎ヶ原放牧場を整備することで、自家育成牛の保留を図り、積極的な安定経営の実現を後押ししてまいります。

5つ目としては、畜産振興対策の推進であります。

畜産業が避けて通れない課題である家畜伝染病への防疫対策として、各種予防注射への助成を実施してまいります。さらに畜産業への理解及び畜産品の消費拡大イベントの積極的な参加や畜産フェアを開催することで、那須和牛と地場産牛乳を広くPRしてまいります。

加えて、農林業、畜産業を推進していく上で、今後も放射能対策が重要な位置づけとなることから、出荷時期を迎える市内の畜産物の安全確認の検査を継続的に進めるとともに、農畜産物の安全、安心キャンペーンを積極的に展開してまいります。

次に、世界金融危機、エネルギー危機、地球温暖化危機が3つの危機と言われますが、本市が

述べている社会経済情勢の変化とは何か、特に3つの危機をどうとらえているかについてお答えをいたします。

後期基本計画でいう社会経済情勢の変化につきましては、世界金融危機に伴う地域経済の悪化、東日本大震災の発生、地球環境問題の深刻化と意識の高まり等でございます。

3つの危機をどうとらえているかにつきましては、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況という環境のもとでの景気の悪化は、税収の減少など、本市といたしましても大きな影響を受けているところであります。このような情勢の中、徹底した行財政改革の取り組みを進めていくとともに、市有財産の積極的な活用等により、新たな財源の確保に努めてまいります。

また、農観商工の連携事業による経済の活性化を図るとともに、企業の立地を促進することで雇用の促進を図る施策に取り組んでまいります。

次に、エネルギー危機についてであります。中国を初めとする新興国の急激な経済発展によるエネルギー消費量の増加等により、世界のエネルギー需給が逼迫する可能性が高くなっていることや、東電福島原発事故により、従来のエネルギー政策の転換の必要性が高まっています。後期基本計画においては再生可能エネルギーの利用や省エネルギーに関する施策を積極的に推進してまいります。

最後に、地球温暖化危機であります。将来の世代に良好な環境を引き継ぐため、化石燃料に依存したエネルギーの消費社会から地球環境の負荷が少ない低炭素社会への転換が求められております。地球温暖化対策実行計画を策定しながら、市民、事業者、行政が協働で計画を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 答弁ありがとうございます。

国の施策を市政へとか、美しい農村づくりであるけれども、悪化しつつある農業の背景、食育、恵まれた生産地のブランド化と、林業については安心・安全、里山づくり、林道の整備等のお答えがあります。

酪農については自給率が最優先だろうということ。それにあわせて堆肥農家の整備、稼働率を上げていきたい。全体をお聞きすることができたと思います。

3つの危機に関しては当然だと思いますし、これが新しい大きな転機になると思います。

、 は共通点が重なりますので、あわせてお尋ねいたします。

後期計画書ページ93に書かれております現状の飼養頭数は、平成19年2万9,970頭、平成20年同じく2万9,970頭、平成21年3万1,000頭、平成22年2万8,900頭となっております。ほぼ同水準にあるようですが、このことと4年間の中で22年度が2万8,900頭と少なくなっておりますが、お尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 畜産業の振興に關しまして、家畜飼養頭数のご質問をいただきました。

93ページの平成22年度基準値2万8,900頭につきましては、乳用牛と肉用牛を合計した頭数ということで、先ほど市長のほうで答弁申し上げました乳用牛については2万3,500頭、肉用牛が5,400頭ということで、その合計の数字でございます。

これにつきましては、多頭飼育化ということで、頭数の増を図るという目標にはもちろんなってご

ざいますけれども、飼養頭数の増加にあわせて、一戸当たりの飼養頭数、またその牛の能力の向上といいますが、そういうものもあわせて取り組んでいかなければならない課題かなというふうには考えてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 同じ計画書のページ数で、課題の中に自給飼料の確保とあります。市長の答弁にも自給率は最優先であるというお答えがありました。自給100%のときはどのくらいの量となるのでしょうか。また、基準値の平成22年の自給率は何%だったか。

ページ94ですね。自給飼料の確保とありますが、飼料作付面積は2,260ha、目標の28年度は2,410haとあります。牛は面積を食べませんので、22年度の2,260ha、28年度の2,410haは、それぞれどのくらいの飼料生産量になりますのでしょうか。

また、このときの自給率はそれぞれ何%になりますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 今のお尋ねは94ページのところかなというふうに思いますけれども、飼料の自給率の考え方につきましては、飼料作物を畑なりで生産すると。いろいろな作物がございますので、通常といいますが、考え方としては、それぞれの作物ごとに栄養量といいますが、TDNというふうな言葉で表現されるわけなんですけれども、必要なTDN量がどれだけ賄えるかというふうな形での考え方で自給率という概念があるわけでございます。

その中では、現在のところ、国、県の計画を受けまして、酪農肉用牛生産近代化計画というものが10年計画でつくられております。一番最新の当

市の計画といたしましては、平成18年から23年までということで近代化計画が策定されております。それと乳用牛、それから肉用牛、肉用牛については繁殖牛と育成牛、さらには肥育牛ということで、それぞれ必要栄養量というものが違うものですから、それぞれについての数字が計画書には載っておりますけれども、合計で申しますと、平成23年のこちらの数字とは、22年ですからちょっと違うんですが、平成23年で43.6%の自給率を目指すというふうな計画になってございます。この計画を策定した当時、18年3月現在では30.4%ということと算定をされております。

この酪農肉用牛近代化計画でうたっております必要栄養量、それを標準的な作物で逆算しましてここに掲げてございます2,260haを2,410haということで、23年をずっとこのまま伸ばしていくという形で28年ということと表現をしてございまして、一概に1ha当たりの作物の収量とかではちょっと計算ができないものですから、答弁のほうはそのような形にさせていただきます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 43.6を目指して18年30.4という数字をお聞きしております。明確な栄養の量ということと面積と量ということでは、数値が違うのでなかなかイメージわかないのですが、自給100%としたとき、作付面積はどのくらいになりますでしょうか。このときの飼料をとる装置ですね、投資しないで確保できるのか。まずそれをお聞きしたいということと、飼料の自給率は当市ではマックス何%まで可能なのか。

また、同じく作付面積のマックスは幾らになりますでしょうか。自給率の目標は、改めてこの数字でよろしいのかなと思いますけれども、課題の中にも畜産品のブランド化は自給率の向上が必要だと思います。

まずはそままでお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 飼料自給率の向上ということで、当然、議員おっしゃられたように100%自給するということができるれば、それが最高でございますけれども、残念ながら限界がございますので、100%についてはちょっと、どのぐらいの面積が必要かというのも、先ほどの栄養量との関係もでございますので、どういう作物をつくるかによって考え方がまた変わってきますので、ちょっと計算は難しいかなというふうには思っておりますが、一般的に言われております日本での酪農の一番メッカと言われております北海道ですね。北海道に比べて本州一と言われる本市でも、1頭当たりの飼料作物の作付面積が10分の1ぐらいであるということでございます。

これについては、できる限り1頭当たりの面積を確保してというふうにはなるわけでございますけれども、ちょっとやっぱりすぐには実現が困難かなということで、先ほどの近代化計画も、18年の時点で30.4%、23年で43.6というふうな数字で目指してやっているという形でございます。

さらに、これは28年の目標に後期計画のほうはなっておりますので、先ほど申しました近代化計画は23年までというふうになっているものですから、この後、さらに5年先までの計画を策定するという形になります。

それについても国・県の上位計画といいますが、全体計画にあわせた形でつくっていく形にはなると思います。28年については、今後個別計画の中で検討してまいりたい。その中でさらに飼料作物のこういった高栄養化の作物を導入するとかということも検討してまいりたいかというふうを考えてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 北海道と比べれば10分の1くらいであろうということですね。やっぱり自給率を高めるということは安定化にもなりますが、牛の健康、それから周辺の環境という観点からも大事な問題だと思うんですね。那須塩原市は観光ということがベースにありますから。

次の質問に移ります。

課題の中に畜産品のブランド化には自給率の向上が必要だと思います。安定した畜産経営の実現と生乳生産本州日本一のまちのPRとありますが、生産本州日本一を支えるための飼料の自給率と、後ほどお尋ねしますが、ふん尿の処理、有効活用は、本州一をPRするには関係すると思います。お考えをお伺いしたいと思います。

また、試算になるでしょうが、投資で飼料100%。先ほど四十幾つということがありますけれども、飼料自給100としたときの飼育頭数は何頭になりますでしょうか。これは現状の頭数と自給100の頭数の差を知りたいということでの質問でございます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） ふん尿処理の関係の質問と、その有効活用ということでご質問いただきました。

家畜の頭数が多いということは、それだけ廃棄物でございますふん尿も当然量が多くなるということございまして、この対策につきましては、平成11年11月に環境三法の1つということで家畜排泄物の管理の適正化、それから利用の促進に関する法律というものができまして、5年間の猶予の期間を経た後、16年11月から適用ということになりました。その対応といたしまして、本市は先

ほどから申し上げておりますように頭数が多いということで、畜産農家のほうにいろいろな対策を講じるように取り組んできたところでございます。

その中では、まずは管理をする施設等の整備ですね。堆肥舎なり発酵する施設ということで、良質の堆肥化を図るということが第一でございます。本市では頭数が多かったものですから、自然流下型のふん尿を分離しない形の処理形態が多かったわけですが、それを改善ということで補助事業等、あるいは借り入れ制度ということで、各農家のほうで整備をしていただいております。

これらにつきまして、ほぼ農家のほうの体制等については整っているのかなというふうには考えてございます。

それから、塩原地区につきましては、共同処理ということで堆肥センター、この法律を受けての形で堆肥センターの設置という流れにもなっております。

ただし、現状といたしましては、やっぱり規模拡大ということで施設については頭数が多くなって、その分対応し切れない分については、増築なり増設という形になるわけですが、その辺が追いつかない部分もございます。

それと圃場に還元する際、春の作付、あるいは秋作物の作付のときに、どうしても一斉に圃場のほうに散布をすると。そのときに周辺の住民等から苦情等がまいておりますので、その辺の対応についても今後、課題かなというふうにとらえているところです。できるだけ土づくりの観点、資源の循環の観点から、今後とも廃棄物の循環については進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 本州日本一というPRは、ある一端を表現しているのではないかと思うので

すが、誤解されないようには受け取ってほしいのですが、生産額のみ日本一という表現は、消費者からすれば餌はどうなっているんだと。今、消費者は、フードマイレージにすごく敏感になっています。人の食べる食料ばかりじゃなくて、牛が食べる飼料もフードマイレージという数値はどんどん出されております。

それと排泄物ですね。先ほど話が出ましたけれども、やっぱり那須塩原市というのは観光ということをやっておりますから、私も高林のほうで小さいお店をやっていますが、やっぱり匂うときと匂わないときとありますけれども、それは非常にデリケートな問題であって、観光客に関しては、やっぱりこの排泄物までも非常に有効にしているんだということまで、日本を支える大事な要点になると思いますので、よく配慮していただきたいなと思っております。

これは酪農家一個人ではなかなか解決できる問題ではありませんので、そのことは重々承知してはおります。

次に移ります。

同じ94ページの資源循環型農業の推進にふん尿及び生ごみ搬入量の数値が出ております。

平成22年、1万1,204トンとありますが、堆肥センターへの搬入量、平成18年からの稼働率を含めてお示しいただきたいんですが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 平成18年から稼働ということで、その原料となるふん尿、生ごみ等の搬入量ということでございます。

まず、家畜のふん尿関係でございます。固形の分と液化した分と両方あるわけですが、平成18年、量で申しますと5,228トン、それから19年が9,437トン、平成20年が1万52トン、21年

が7,664トン、22年が1万1,078トンということでございます。

稼働率で申しますと、計画が2万7,132ということになってございますので、18年が23.6、19年が34.7、20年が37.1、21年が28.1、22年が40.8ということでございます。

それから、生ごみ関係でございますけれども、ちょっと資料をすみません。

平成18年でございますが、8月からでございますが、年間91トンですね。それから19年が136トン、20年が120トン、平成21年につきましては156トン、22年が127トン、23年がまだ途中でございますが、111トンという状況でございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 部長のほうからそういう数値を出していただきましたが、低いなという気がします。

ページ93の中、やはりこれは基本施策目標数が出ております。平成22年を2万8,900頭、平成28年3万1,000頭とアップさせています。まず頭数をふやすのは何ゆえなのか。また、困難ではないかと私は思います。酪農家の方の運営、経営はなかなか大変な時代に入っていると思います。そういう中で頭数をふやすということは、同じく市民満足度を22年度54点、28年を59点とし、頭数、点数いずれも約10%アップしているようになっております。何をもちて市民満足度が59点になるのかお尋ねします。3万1,000頭も含めてですけれども、何ゆえの59点なんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 目標値のお尋ねかと思えます。

3万1,000頭に28年度ということで、こちらの数字は先ほど申し上げましたように乳用牛と肉用

牛。肉用牛についても繁殖牛と肥育牛ということで、その合計の数値ということでございまして、それぞれの頭数がどういうふう目標にしているのか、ちょっと手元に私、数字持っていませんが、酪農だけで考えますと、先ほどのようなことで、どちらかといいますと1頭当たりの個体の能力を上げて、年間搾れる量をふやすというふうな方向ももちろん出ております。ただ、肉用牛の部分につきましては、やはり拡大をしていきたいかなというふうなことの数字かというふうには感じております。

それから、市民満足度を受けました目標値につきましては、アンケートの結果等を踏まえまして、今後どのように推進していくかということの、ほかの施策もみんなそうなんですけれども、統一したもので5点のアップを目指すというふうな形になっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 市民満足度に関してでございますが、17ページをごらんになっていただきたいと。

今、産業観光部長のほうからアンケート調査という話をしたところなんです、いわゆる定期的に行います満足度調査の中での満足度のアップということでございますので、大きな意味では、Aの位置にあります畜産業の振興というレベルのものアップという形でとらえていただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 生井部長のほうからお答えいただきました稼働率ですね、18年が23.云々とか、19年34.幾つとか。23年までは11月までしか出ておりませんが、6年間の平均稼働率は、私

の計算ですと27.35%。持ち込み量平均6年間で8,803トン。6年間平均8,803トンを、今後5年間で1万9,470トンとあります。難しいのかな、実現できるのかなと思いますけれども、再度お聞きいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 堆肥センターの稼働率につきましては、設置後、実は実地検査も受けてございまして、稼働率が当初計画に対して利用率が悪いということで、改善の計画等も出しておる次第でございます。そのようなことで、今、議員がご指摘のとおり、現在までかなり低かったと。ただ最近につきましては、平均されるとそういうふうな数字になりますけれども、22年、23年については改善を徐々に図ってきているということです。その原因といたしましては、当初計画した施設の構造といたしますか、先ほど私、ちらっと言いました、どうしても自然流下式でスラリー型のふん尿が多く持ち込まれるのではないかと設計になってございます。

ただ、実際にはご利用いただいている酪農家につきましては、固形物と液肥を分離している農家ということで、固形物が計画よりは随分多く入ってきていると。そうすると処理の工程が違うものですから、どうしてもアップパーが当初計画していた量で言われますと、ちょっと違うということもございます。それと、当初利用を考えていた農家全員が参加していないということももちろんございます。

そのようなことで、会計検査に対する改善計画書の中では、その辺は検査官のほうも理解をいただきまして、当初計画の100%はちょっと難しいのではないかとすることは、施設の構造と実際の搬入実態からして、その辺のことは認めていただ

きまして、現在のところ、平成26年度に70.36ということで目指すということになってございます。

そのようなことで、今後も先ほど申し上げました環境汚染の防止とか、地域自然のリサイクル、それから何よりも土づくりの推進ということで重要な施策でございますので、特に多頭飼育に向けてまして、先ほど言いました多頭飼育となると廃棄物が多くなると。そうするとその分、自分のところの施設の増設等もしなくちゃならないということもございますので、その増設についてはやはり金がかかるということで、堆肥センターのほうをぜひご利用をということで呼びかけているようなこともやってございます。

そのようなことで、この目標については目指して、このまま取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 堆肥センターの稼働率の平均というのはなかなかということだったんですけども、低いでありますけれども、入るほうです。それと稼働ですけれども、でき上がった堆肥はとても人気があるということで、つくってはさばける状態ということで、出るほうはとても人気が出てきているとは聞いております。

次に移ります。

堆肥センターの平成23年度年報という資料によりますと、固形ふんの持ち込みは、酪農家は10酪農家で、kg単位ですが、572万6,580kg。このうち3酪農家で560万5,840kgが搬入され、搬入量は3農家で97%になります。宮城県栗原市の取り組みがありますので、ちょっと紹介したいと思います。

日本農業賞、瀬峰農場が大賞。循環型の集団営農評価。地域内の稲作、畑作、畜産の各農家が連携して環境保全型農業に取り組む宮城県栗原市瀬

峰地域地区循環型農業推進会議、全国農業協同組合中央会などが主催する第40回日本農業賞の集団組織の部で大賞に選ばれた。農業紙のコピーですけれども、地域全体が一つの循環型農場を目指している。現代版結いの復活。大内一也さんという組合長のコメントですけれども、宮城県の私たちの推進会議は、単なる1つの組織ではありません。旧瀬峰町全域で稲作や畜産を行う362戸が一つの経営体と見立てた瀬峰農場を形成し、旧町全体として循環型農業に取り組み、高品質の農産物を販売している。耕種農家、畜産農家といった品目の垣根を超えた30名の推進委員のメンバーが、地域が抱える問題点や課題を全員で討議、瀬峰農場の誕生によって昔ながらの結の精神が復活。地域全体が強く結束し、農業の活性化に取り組んでいるとあります。

後期計画、ここにも入っていますけれども、資源循環型農業の推進とあります。栗原市瀬峰地域の取り組みとの違い等とか参考になるところがあれば、お尋ねしておきたいと思いますが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） ただいま宮城県の事例を紹介されましたけれども、那須塩原市も当然、先ほどから申し上げましたように家畜の頭数が多いということは、それだけ廃棄物であるふん尿が多いということで、これはかつて合併前のそれぞれの市町村もそうだったと思うんですけれども、個別に耕畜連携ということで、畜産農家の生産した堆肥を耕種農家の稲わらと交換するという形で、資源循環型の農業については県内でもかなり進んでいる地帯かなというふうにはとらえてございます。

それと地域全体でということですが、耕畜連携についても当然近隣の農家同士というこ

とで、畜産農家を中心に何戸かの農家が連携をしてというふうなスタイルになっておりますけれども、さらに申し上げますと、これはどうしても那須塩原市の場合には地域全体に牛がおりますので、栗原市の地域がどういう地域かはわかりませんが、なかなか町全体で1つの農場かというふうなことはちょっと無理かなというふうには感じておりますけれども、酪農協単位では、以前のようにただ搾って大消費地に出荷をすればいいという考え方ではなくて、酪農組合単位で付加価値をつけるような商品化といいますか、そんなふうな取り組みがこここのところ出てまいっております。そのようなことで、今後もそのような形が進むのではないかなというふうには感じているところで

す。
議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 第一次産業はとて大変でございます。その中で、先日、アメリカの食の安全ということがT P Pの特集を絡めて出ておりました。年間4,800万件の食中毒が発生しているそうです。アメリカですから食というものを経済に置きかえた結果なのかなという気はいたします。

一方、同じアメリカでも食の安全を求め、C S A、農家への支援が今、1万カ所になっていると、いいですね。C S Aというものは、コミュニケーション・サポート・アグリカルチャーの頭文字で

す。日本では消費者と生産者が支え合う地域支援型農業と訳されて、この言葉と運動は、兵庫県の有機農業研究会のほうでアメリカの現地を視察して、日本の有機農業の方に報告をしております。

ここの中に、私たちは食べ物のためだけに健康な農場形態を必要としているのではなく、社会や教育がうまくいくようにと思っている。私たちはミシンやビデオをつくることはやめても生活は成り立っていくが、農作業をやめるわけにはいかない。このC S Aの支援金は、作物を買う代金だけではなく、農場全体を支えるものに使います。支援者は作物を手に入れることが目的ばかりではなく、農場有機体全体をサポートするという約束をしているそうです。

その中で、農場が地域社会に支えられるのではなく、むしろ地域社会が農場を通じて自分自身を支えているともあります。那須塩原市に表現を変えてみれば、農場、酪農、平地林が地域社会に支えられるのではなく、むしろ地域社会が農場、酪農、平地林を通して自分自身を支えるようになると思います。私はそういうつながりの形成を願って1の質問をいたしました。

次に、大きな2の項目に質問を移します。

産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究の報告について、福島大学より産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究、2007年 - 2010年の報告に対する本市の考えをお伺いいたします。

第4章産業廃棄物最終処分場の立地規制のあり方の検討について、今後市はどのように対応していくのか。

福島大学が示した今後の方向性3点。産廃設置条例、土地利用計画、酪農・畜産対策に対する市の考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 次に、2の産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究の報告について、2点についてお答えをいたします。

の第4章産業廃棄物最終処分場の立地規制のあり方の検討について、今後、市はどのように対応していくのかについてお答えをいたします。

産廃処理施設の立地規制方策につきましては、これまで福島大学に研究委託を行うとともに、昨年度は庁内に産業廃棄物処理施設立地規制方策等検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。検討委員会では、土地利用に関する方策、水源保護に関する方策、産廃処理施設設置に関する方策の3つの方策について検討を行いました。

検討委員会から、産廃業者と地域住民との紛争を予防する目的で、地域住民への説明会や環境保全協定の締結などを義務づける産廃処理施設設置に関する方策の実施が妥当との報告を受けております。しかし、福島大学の報告にもありますように、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱との調整や、当該方策に基づき手続を進めることで、結果的に産廃処理施設の設置を認めることにはないか等、解決すべき問題点も多く、検討を続けております。

次に、の福島大学が示した今後の方向性3点に対する市の考え方についてお答えをいたします。

産廃設置条例につきましては、先ほどお答えしたとおり、現在問題点等の解決に向けて検討を指示しております。また、土地利用計画につきましては、目標とする土地利用計画をどのようにして担保をしていくのか。酪農、畜産対策におけるふん尿処理問題の解決を通して一般住民と酪農家と

が連携して産廃処分場の立地をしていくという課題は、今後、関係機関と検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） この問題は歴史も深く、解決もなかなか困難な状況にあると思います。法律と法律で闘うというのはなかなか専門家でない一市民になると、高みの見物というよりは、どうやっていいのかわからなくなってしまいます。動きたいけど動けない。そういう中で、皆さんご存じだと思いますけれども、ニューヨークの地下鉄の犯罪が減ったということがあります。それは、電車内にすごい落書きがあった。それをどんどんきれいにしていったというんですね。それによって犯罪が減った。法律で落書きするな、こうしろと幾ら法律で言ってもそうはいかない。でもきれいにしていくことによって減っていったということですね。

そういうことを1つのヒントにしまして、今般那須塩原市も1kmメッシュの放射能の測定、地図と言っているのでしょうか、そういうものを策定されております。今後、例えば1km四方のメッシュをとった場合、青木とか戸田とか、ある特定の1kmの中を限定しまして、ここの1kmの中には産廃業者が入りやすいのは何なんだ。ここの1km四方は、これはもう絶対入れないというようなことを平地林、農地、土地台帳、いろいろ情報はこなせるものはお持ちだと思いますから、1km四方をそのような考えで取り組まれてはいかがかと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 産廃施設の立地規制方策の1つとして、1kmメッシュと申しますか、

いわゆるねらわれる土地の地図化をしてというふうなご提案だと思います。先ほど市長が答弁しましたとおり、庁内研究会におきましては、3つの方策ということで、ある程度線を出しましたが、手続を法律どおりに進めていけば、やはりできてしまうというようなことになってしまうということで、なかなか決め手となる方策ができないというのが正直なところであります。

ただいまの提案につきましても、今後、市長が申しました関係機関も含めまして、さらに検討を進めていくというふうなことで考えておりますので、提案として受けとめていきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 1km四方ということであれば、市民でも目の通る、それから知人でだれだれさんの山だとか、だれだれさんがこうしているよとか、そういう地元民の細かな情報が交わる地域の範囲だと思います。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと、鈴木先生の最後の、ページ数はございませんが、私が数えて調査研究の37ページにあると思っておりますが、最後のまとめに鈴木先生がこう言っております。その上で、今後の方向性について次の3点を述べておきたい。1はそのように書いてあり、2もそのように書いてありますが、3番目に、我々の調査研究の中で明らかにしたように、住民の地域環境に対する欲求や不満の中には、酪農、畜産に対するふん尿処理に関するものが多く指摘されている。我々の基本的視点は、これらの酪農、畜産は、当市にとってとても大事な産業だと。今後とも発展させるべきだと書かれております。

しかし、ふん尿処理を初めとして地域住民の不満や不安を取り除く取り組みは、今後一層重要になっていくはずだ。これによって一般住民と酪農、

畜産農家とが連携して、産廃処分場の立地を防止できるだろう、そのように書かれております。やっぱり連携をしていくということがとても大事だと思います。再度のことですが、1 kmメッシュ等が、市民が参加できるような方策を取り入れていただければと思います。よろしく申し上げます。

次に移ります。

3、新エネルギーへの取り組みについて。栃木県が特区指定を申請した小水力発電の普及を柱とする栃木発再生エネルギービジネスモデル創造特区が一次及び二次評価を通過し、最終選考に残ったことから次の点についてお伺いいたします。

小水力発電の特区申請について、市の対応と動向をお伺いします。

小水力発電を含めた新エネルギーをコミュニティビジネスとする考え方が各地で生まれているが、本市としての考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 3の新エネルギーの取り組みについて、2点について順次お答えをいたします。

の小水力発電の特区申請について、市の対応と動向についてお答えをいたします。

栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区につきましては、栃木県が申請者として平成23年9月29日に申請を行い、11月25日に3次評価が行われたところであります。3次評価が通過をすれば、12月中には特区指定される見込みであると伺っております。

市といたしましては、栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区推進協議会の構成員となっておりますので、地域の状況等を共有させていただくとともに、この特区の目標であります小水力発電事業による再生可能エネルギーの有効活

用、新産業の創出による雇用の創出、電力の地域内利用などによる地域活性化が推進されるよう、事業主体となる新会社に期待をしておるところでございます。

次に、新エネルギーをコミュニティビジネスとする本市の考え方についてお答えをいたします。

再生可能エネルギーを活用したコミュニティビジネスは、北海道のNPO法人による風力発電が始まりと思いますが、その後、全国で広がりを見せておりますのは認識しております。このようなビジネスモデルは、一般住民等からの出資や補助金により事業を行うものでありますが、事業の採算性を確保するのが難しいとも言われております。

一方、クリーンエネルギーとして地球温暖化防止の実現や、地域活性化の推進にも有効なものと思いますので、行政としてコミュニティビジネスへのかかわり方について、今後研究をしてみたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 小水力については、私も何度かお聞きしました。具体的には那須疎水に当たるわけですが、これはやっぱり当市の大きな財産だと思っんですね。三大疎水と言われております。時代もそのような方向に向かっております。市は構成委員になっておるといってございしますが、ぜひリーダー的なことで先頭を走ってもらいたいなと思っております。なぜならば、やっぱりここは時代の変換のときであるし、私たちの財産は私たちの力で私たちのものにするんだということを、そういうことになるということは、やっぱり地元、私たち市民の大きな勇気づけ、これからの展望になると思います。ぜひそれを頭に入れて進めてもらいたいと思います。

それと、このエネルギーの転換に関しましては、陳情が出ております。陳情を報道しました新聞には、末尾にこう書かれておりました。

来年3月までに県内全市町議会への提出を目指している。放射能問題の深刻さ、小水力発電のモデル事業の存在などから、最初に那須塩原市へ提出した。こういう期待感というか、願望というのか、それにこたえるということも、今市長の話がありましたが、ぜひしっかりと進めていただきたいなと思っております。

また、私は自然エネルギーについては何度か質問させていただいておりますが、自然再生エネルギーの先進国デンマークで風の学校を主催しておられ、今、当那須塩原市にも風の学校の大きなサポーターとなっておりますステファン・ケンジさんと、私は自然再生の学びの場をつくってはいかがですかということをご提案したことがあります。当時の答弁は、学ぶ場は設ける用意はないということですが、これも一考していただきたいなと思っております。

地域コミュニティビジネスについて何点か紹介したいと思っております。

東近江市、富山市、浜松市ですね。東近江市の地域コミュニティビジネスは太陽光なんです、個人住宅の太陽光発電など、市民が所有するすべての再生可能エネルギーの発電設備を、地域社会全体で支える仕組みであると考えているが、従来の市民共同発電所とはこの点が違っている。要するにみんなでやる。自助によって自分のところはつけられないけれども、だれだれさんのところへつけよう、だれだれさんの空き地につくろうという、地域全体でやっているということなんですね。

そして仕組みは、1、分配金を市内限定、期間限定の地域商品券とする。分配金を市内に循環させ、市民共同発電所を地域経済に活力を与えるよ

うに使っていく。

それから、すべての市関連の事業者や市民が支えるために、風と光の未来基金というものをつくっているということですね。魅力あるなと私は思っております。

それと、富山県です。ここでは日本発市民出資の小水力発電事業がスタートとしてあります。自然エネルギー事業を手がけるおひさまエネルギーファンド、本社は長野県飯田市、ここで始まったんですね。場所は館山です。募集金額は7億8,000万。一口50万、または300万で募集している。

こども地域のものを地域で活用して地域にお金を回そうということの動きが始まっております。

紹介の3点目ですけども、浜松市です。浜松市は原子力発電にかわる新エネルギーの導入促進を専門部署、新エネルギー事業推進本部を来年つくるそうです。現在、新エネルギー事業については複数の部署が担っているそうですが、推進する上で専属の部署を設け、権限を一本化したほうが効果的だと判断して、部と同等の独立した組織として、来年4月から始められるそうです。皆さん、ご存じの情報かもしれませんが、何か参考になるというか、ありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私のほうからは、今コミュニティビジネスということでの東近江と富山市、市長から答弁ありましたように、北海道でも風力発電でということでお答えをしておりますが、それらに対してのいわゆるビジネス、いろいろな方法があるというふうなことでご紹介をいただきました。市のほうでは現在、いわゆる地球温暖化防止ということでの対策として、今年度環境連絡会を既に立ち上げましたということで、議

員おっしゃるとおり、市が一方向的に誘導しようということやってもなかなか効果は出ませんということで、環境連絡会は、ご案内のとおり事業者、市民、そして行政ということですべてが計画をつくって、それをみんなで推進していくというようなことで今、進めているところでございます。

計画といたしましては、今年度と24年度の2カ年の中でこの計画、地球温暖化対策実行計画地域施策編というふうな名称になっておりますけれども、それを策定いたしまして、実質的には25年度からそれぞれの専門部会等を立ち上げてまして推進を図っていくというふうなことで考えております。

ただいま東近江等のご紹介をいただきましたが、そういう中でこういうものも検討できればなというふうには思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 組織の強化の関係でちょっとお話ししたいと思うんですが、浜松の事例をいただきましたが、市の規模が、大きさが違うということを前提として言えば、現在、確かに再生可能エネルギーについては後期計画後半の大きな目玉の1つではありますけれども、地球環境の温暖化防止とあわせて施策的に取り扱うのがいいだろうということで、現在のところ、環境管理課のほうの所管で進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 原発の事故の影響で、全村で避難している福島県飯館村の中学生の、ドイツに行ったことが紹介されております。飯館村の村立飯館中の2年生18人が、8月に10日間ドイツに行ったと。再生エネルギーの現場を見てきたと。子どもたちは自然を生かした地域づくりを学んで

きた。その発表を、何と福島大学で行ったそうなんです。

その中で、風力発電1基で村全体の電力を賄えるということや、石油や原発に頼らぬ工夫をしていた。日本も見習えばもっと幸せに暮らせるというような報告をされていた。

先ほど、ステファン・ケンジさんという名前を私、出しましたが、7月に彼がデンマークから戻ったとき、デンマークのヘアニングという市は人口8万6,000人、自然再生エネルギーの活用、コミュニティビジネスがすごく進んでいる。世界から多数の見学者が来ている。中学生、高校生の体験はとても貴重です。ヘアニング市と那須塩原市が姉妹都市を交わされたいかがですか、仲介しますという言葉もいただいております。中学生の体験、姉妹都市の考え、これは唐突でございますが、飯館村立中の取り組みについて、またこれらを含めて、那須塩原市の若い職員の方の研修はとて大事になってくるのではないかと。研修はどのようになっているか、今後どのように進めていくのかということも、あわせてお聞かせいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 職員の研修ということでお話をありました。

現在、職員の研修につきましては、広域でやっている研修とか、県とか、それぞれの業務に関する部分での研修が主でございます。そういった姉妹都市的な職員の海外での研修というのは、現時点では考えておりませんという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 現実ですけれども、将来、そのような構想があれば、ぜひお願いいたします。

質問事項 1、2 について答弁をいただいております。日本は 3 つの危機というただ中にあります。この 3 つの危機を乗り越えていくのは地方だということ。食料やエネルギーの自給圏をつくっていくことこそだということが答えのようでもありますし、私は答えだと思っております。

当市は地方時代の転換を迎えるに当たって、とても素材に恵まれている場所にあります。地域自給圏のモデル地域をつくることに市民ともども私は進むべきだと思っております。例え話の中に、「雨漏り・バケツ」の問題という例えがあるそうです。市の取り組みが最終目的になるのか、二次的なのかということは、市民はかなり目が肥えておりますけれども、この「雨漏り・バケツ」の問題というのは、雨漏りがすればするほどバケツ、それからバケツに対するニーズが高まります。ニーズにこたえてバケツを提供する市場や行政が評価されます。評価は確かに大事ですが、最終目的からすれば、二次的な問題ではないでしょうか。肝心なのは、雨漏りをしないように各自が、あるいはみんなが助け合って屋根をふき直すことではないでしょうか。そうした動きが活発な社会ほどよい社会ではないでしょうかと私は思います。

以上、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（君島一郎君） 以上で、敬清会の会派代表質問は終了いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。

議案第 59 号～議案第 61 号及び
議案第 63 号～議案第 64 号
の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第 2、議案第 59 号から議案第 61 号まで及び議案第 63 号から議案第 64 号の条例案件 5 議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

16 番、早乙女順子君。

16 番（早乙女順子君） 議案第 60 号の総合計画審議会条例の一部改正について、この条例のところの 2 条の第 1 項中ということで、「地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく」を、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」と改めるというふうに簡単に提案がされていますけれども、この地方自治法の第 2 条の 4 項の規定が、要するに削除されたということで、この総合計画の位置づけをどうしようかということで、条例の中に総合的かつ計画的な行政の運営を図るというような表現にしたんだというふうに推測いたしますけれども、この自治法の改正と市としての対応をこういうふうに決めたというところの、今までそのことを検討してきた経過を、どういうことをやってこういうふうにしてきたということを、審議会も設置されて、総合計画を審議するところもあるでしょうし、実際にもう既に後期計画審議していると思うので、この辺のところをどのようにしてきたか聞かせてください。詳しく説明いただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 今般は審議会条例の一部改正ということで、議員おっしゃるとおり、地方自治法の改正によって、ここの部分を総合的かつ計画的な行政運営を図るための審議会にするよということで改めたわけでございます。

なお、この改正基点については、今年の8月1日がその分岐点になってございまして、それ以前については、従来どおり地方自治法の規定に基づいて行っていたわけですが、その後、こういう規定が除外されたものですから、条例上もこのような規定に変えていくということでございます。

内容については以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私、そういうことを聞いたわけではないんですけれども、ということは、経過をずっと追っていたわけではないので、どうも自治法の2条の4項が削除されるんじゃないかということで、要するに基本構想を策定するか否かは、これによって法律で策定しなさいということになっていたわけですが、それが削除されるといったときに、さあどうするかということで、那須塩原市は8月1日のところということでは、衆議院で可決されたのが8月なんですかね、その辺の法律の検討の経過というのを知りたいので、その辺をまさか、わかりながら作業を進めてきたんだと思いますので、そこを。

そして、これを条例にどう位置づけるかという部分のところを、どこの場でどのように検討してきたかというものもあわせて聞かせてください。

それとあと、先ほど63号もここで一括してやらなきゃならないので、市税条例等の一部改正のところ、これはただ教えていただきたいんですけども、寄附金の控除が今回金額が低くて控除されるということになったものに伴う改正だと思っておりますけれども、実際に那須塩原市にある法人で、これに該当する、ここに寄附したら控除になるよというものの該当する法人というのは実際どのぐらいあるのか、つかんでいますか。あったら、主な、こういう法人に寄附したら控除になるんだ

よ、そしてその金額が5,000円から2,000円に変わったんだったか、3,000円だったか、寄附の控除の金額。その辺のところの説明ももう一度していただけたらというふうに思います。

60号のところ、ここの条文、総合的かつ計画的な行政の運営を図るためというふうに、実際に決めていった部分のところの経過も聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 8月1日は施行日でございます、いわゆる適用になる日というふうにお考えいただいて結構だと思います。

なお、条例改正等に関しては、手続上、各部内会議等で行いまして、例規審査会等がございます。そちらのほうで決定していくということで、内容審査等を行っていくということでございます。

多分にこの件に関しては、それじゃ例えば将来的にこの計画そのものは昨年から計画をつくるということで、後期計画について取り組んでいた件でございますので、継続して本年度最終形を目指してつくっていくということになっていたわけなんです、年度途中でそういう形に形式上はなってしまったということではありますが、つくっていく方針は変わりございません。

なお、多分、議員さんがおっしゃりたい部分については、今後、これを議会等の議決等にすることかどうかという部分まで含んでいるのかなというふうに思うのですが、それに関しては今後、検討していくということになるかというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（三森忠一君） 寄附金控除の関係でございますけれども、これまでふるさと納税とか共

同募金会、日赤、学校法人、社会福祉法人というものが該当してきたわけですが、今回、新たに規定上では公益社団法人及び公益財団法人が加わるという形になります。該当する法人については、数については今、手持ちの資料ございませんので、後でお知らせしたいと思います。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私、これを議決事項にするかどうかというのは、別に今度は実際に96条の2項に規定する、議会の議決事件にするかどうかというのは活性化委員会で決めていて、そこでするよと言えばそれでできちゃうものなので、逆に今までは議会の議決を経てとかというふうにわざわざ書いてあったところとか、そういう実際には地方自治法の2条の4項の規定で、議会の議決を経てという文言があるのでそういうふうに解釈なさったんでしょうけれども、今後は議会のほうが議決しようと思えばできるということだと思いますので、だからそこは別に聞きたいわけではなくて、この審議会として総合的かつ計画的な行政の運営を図るためというふうにするときに、多いんですよ、総合的かつ計画的な市政運営を図るためとかというフレーズにしたところがあるんですけども、ただ、この表現も別に今度、法律に基づくわけではないので、自分たちがつくるよというものを、何のためにつくるのかというのを条例の中で表明するわけですので、取り組みの姿勢というのがここにほかと同じようにただ書いたというのではなくて、何らかの検討をきちんとしてつくるよということを決めたのか、決めないのか。つくらなくてもいいわけですから、それを、でもわざわざつくるといふことに対しての検討を、ほかの自治体なんかは総合計画の審議会とか、そういうようなところで論議してみたりとか、内部の中で協議してみたりとかということがあったんで

すけれども、そういうことが一切なく、担当課のところでは根拠法がなくなったから、条例の中にこの一文すればやることになるよなって、そのぐらいの軽い形で決まっていたものなのか、それとも、もう少し自治ということを私たちはしっかりとらえて、今後、マネジメントサイクルをするときには計画がなかったらできないじゃないかという。その一番上の上位計画なんだから、これはきちっとつくるよという意味確認をした上でこの総合的かつ計画的な行政の運営を図るといふ一文にたどりついたのか、その過程を知りたかったんです。それによって、ただ形だけつくればいいのか、いや、きちっとこういう目的でつくるということを確認をしてこの条文が出てきたのかという、余計なお世話で自治法で決めていたのが、自分たちできめられるんだから、ある意味、自治の基本かもしれないので、その辺をどれだけ論議したかということをお聞かせいただきたいです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 手続に関してでございますが、先ほど最終的に例規審査会というふうには申し上げたんですが、本件については調整会議、庁議等を経ている案件でございます。それら等でも論議はなされたところでありますが、議員おっしゃるような形での総合的、総合的かつ計画的というレベルでございます。じゃ、那須塩原市の自治を今後どうするんだという論議には至らなかったという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 私も63号についてです。

那須塩原市税条例の一部改正についてということで、申告しなかった場合ということで過料、罰

則強化ということで3万円から10万円に3倍強引き上げるといのが、8つほど出ています。その他、新たに追加するもの、それとあわせて、私たちは証券優遇税制という表現を使っていますが、株の譲渡益の課税が10%に引き下げられているのをさらに2年引き延ばすというのを、国の方針どおり2年延ばすということについての考え方で、市のほうの罰則を強化した中での徴税効果の見込みというのはどの程度見ているのか。単なる国のほうでこうしたからこうするよという考え方なのか。

あとは、後のほうの証券売買に関する税収の問題なんですが、市の中で優遇税制やる中で、株の取引収益等の問題で、市ではどの程度の額の見込みをしているのか、これについて伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） まず、1点目の、今回の市税等の改正の中で罰則改正というところでございますけれども、これにつきましては国及び国税、あるいは地方税法の罰則強化にあわせて市条例の見直しをするというものでございまして、過料の改正としまして3万円から10万円ということで、基本的には国・県に倣って市の条例も改正したということでございます。

この改正によりまして、今後、徴収するに当たりまして一定の効果が期待できるのかなというふうに思っております。

次に、証券税制の関係でございますが、これにつきましては平成15年から優遇税制が実施されてきているということで、税率については10%軽減の税率ということで特別措置ということで、今回も2年延長されるというところでございます。

これにつきましては、地方税法の改正を受けて

市税も改正するというので、地方税法にのって市税も徴収しているという部分でございますので、この改正については国の決定に従ってやるというものでございます。

その中で、市におけるこの証券税制に関する譲渡益に関する部分の収入でございますけれども、実績としまして、平成22年につきましては734万円の収入があったということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 最近の情報なんですが、株式譲渡益のことにに関して、後半の部分です。

さらにこれをまた進めていくのかということで、国のほうの総理大臣野田さんと財務大臣安住さんが、もうこれからは延ばさないよという答弁が最近されています。市のほうも当然これに沿ってやっていくということになるんだと思うのですが、私たち大変この税制については金持ち優遇税制で、とんでもないということで、ここ証券関係で会社経営者たちが、当然国に入るべき税収が数百人によって大変大きな額が税を免れているという事実が、国会でも明らかにされています。当然、財政がなかなか確保できなくて困っている。これは国も市も同じだと思うのですが、先ほど市のほうは22年として734万あったという報告がされました。こういうのは当然なくされていかないと税の公平性が保たれないというのが私たちの考え方なんですが、市のほうはどのように考えているか伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今、議員から、国会での審議の様子をお話しになりました。こういったことを受けまして、国において地方税法の改正の中で新たな形が示されれば、市においても地方税

法に沿って市税を徴収するということとなりますので、地方税法に沿った改正をするということで徴収していきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第59号から議案第61号まで、及び議案第63号から議案第64号の条例案件5議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで総務部長より発言があります。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 先ほどの議案第63号市税等の一部改正の早乙女議員の質疑の中で答弁を保留した部分がございますので、お答えをいたします。

寄附金控除に該当する法人は幾つかというお尋ねでございました。現在、指定しております法人につきましては、学校法人で14法人、社会福祉法人で13法人で、今回新たに公益社団法人那須塩原シルバー人材センターと公益財団法人那須野が原文化振興財団が指定されるという形になっております。

以上でございます。

議案第52号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、議案第52号 一般会計補正予算を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、議案第52号平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）から、予算執行計画書の9ページと10ページの放射能対策事業についてお伺いいたします。

保育園給食食材の放射能検査等の子ども課分1,506万1,000円及び小中学校給食食材の放射能検査関係の教育総務課分の109万2,000円について質疑をいたします。

私は本年9月の市議会定例会の一般質問において、学校給食の不安についてということで、市が独自に給食の食材について調査をする、線量を測る、その結果や食材の産地、情報を保護者に知らせる必要があると思うが、どのように思うかと質問をいたしました。

そのときの答弁では、県の調査によって検出されたものは流通していないので、市独自で食材を検査することは考えていないという答弁がありました。放射能対策事業のためにといっても過言ではない10月12日の臨時議会の折には、この給食食材の検査についての予算計上はありませんでした。

そこで10月補正ではなく12月補正で予算計上された、その経緯をお聞かせください。

また、昨日の報道によれば、文部科学省は11月30日に給食に含まれる放射性物質を1kg当たり40Bq以下とする安全の目安を定め、17都県の教育委員会に通知したとのことでございます。

本市で実施しようとしているこの給食食材の検

査については、どのような食材をどんな頻度で検査し、その検査結果の公表や対処についての判断基準、さらにだれがどの時点で判断していくのかをお聞かせください。

なお、今回の補正予算の計上後に文部科学省の基準が示されたわけですが、このことによって、このたびの食材検査に対する市の基準にさらなる変更があるのかについてもお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 保育園における給食食材の放射能検査について今回予算計上したわけでございますけれども、前回補正を行った時点では、議員おっしゃられたようなことで対策を見送ってきたところですが、市民の皆さんの声等も多く寄せられております。また、他市町村での動きもあります。なお、那須塩原市だけではなく、近くの福島とかほかの県とかも含めてですけれども、生産者のほうで自主検査をする中で、やはり検出されるというような事例も出てきております。それらのことを総合的に勘案して、給食食材についても検査をしようというようなことで、今回ご提案させていただいているということでございます。

保育園についてなんですけれども、やり方なんですけれども、どのような食材をということと、頻度ということなんですけれども、やり方としては、実際、民間の業者のほうに委託して検査をするわけなんですけれども、1つの保育園で申し上げますと、8週間に1食材というような頻度で、それぞれの保育園で同じ日で見ますと、市立の保育園ですと、同じ日には2つの園で1食材ずつというような頻度で実施するようなローテーションを、1月、2月、3月については考えております。

どのような食材を選ぶかということにつきまし

ては、そのつど献立が決まりまして、多く使うような食材を選んでやっていくというような、今の予定ではあります。

おっしゃられましたように、きのう、きょうの新聞等の報道で、文部科学省のほうで限度のほうを引き下げるといような報道が来てございます。したがって、これについて検出された場合、どの程度のレベルで出た場合にどのような対応をするかということについては、教育委員会のほうとも十分相談いたしまして、文科省の示したものとどのように整合をとっていくかというのは、今後検討して、1月実施することになった場合には、できる限り市内の皆さんの安心に資するようなやり方を考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 教育委員会の学校給食の放射能の検査の関係でございますが、今回、補正したというのは先ほど保健福祉部長が言ったような理由と同じでございますけれども、教育委員会でのやり方は、基本的には保育園ともに同じと言えは同じなんですけれども、共同調理場方式ですとか、そういった調理方式が違いますので、その辺が若干違っているかと思えます。

那須塩原市の場合、共同調理場が3カ所ありますので、3カ所の共同調理場、それから単独校で自校方式でやっているのがありますので、それらに基づいた食材なんですけれども、以前からご答弁申し上げますように、学校給食会というのがあります。栃木県学校給食会、そこからの納入割合が約87%程度全体であります。そのほかにJAなすのの地産地消という形でやっているのが1.22ですから、88%から9%ぐらいはそういったところから納入ということでやっております。それはそれぞれで検査をしておりますが、それ以外にも、一

一般の業者から納入をするものがございます。これも流通しておりますので検査はしているということだとは思いますが、一般業者からは肉類、それから魚類、卵類、豆腐等を納入をしていただいておりますので、今回、補正予算に計上させていただいておりますのは一般の地元商店といったところから納入をしていただいております、今、申し上げました肉、魚、卵、豆腐、そういったものの検査を週に1品目ずつやっていきたいと考えているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、説明をいただいた中で、幾つか疑問がありますのでお尋ねいたします。

最初に、保健福祉部長が、今回の補正で上げた理由は、市民の声と他市の動きと、そのほかおっしゃられましたが、市民の声はどんな声があったのか。それから他市の動きはどの動きを見て今回の補正に上げてきたのかということをお答えいただきたいと思っております。

それからもう一つ、教育部長におかれましては、地元の店から買った肉、魚、卵、豆腐。つまりたんぱく質の部分について週に1品目検査をしたいというお話でありましたが、今回の文部科学省の通達では、1品目だけ超えた場合はそれを使わないと。それ以上の品目が超えた場合はパンと牛乳だけにするみたいなことが言われております。そこのかかわりについてはどのように考えるのか。先ほど保健福祉部長は、1月実施するに当たって、安心に資するようにやっていきたいというふうにおっしゃいましたが、もうきょうは12月になっておりまして、1月ということももうすぐというふうに言ってもいいと思うんですね。ということは、きのう、おとといぐらいの発表ではありますが、

大変国のほうの基準が変わったということで、やはり早くこの辺を考えていかなければ間に合わないと思っておりますので、その点につきましてお答えをいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 市民の声、それからほかの市町、ほかの県ということで具体的にというご質問なんですけれども、大変申しわけないんですが、今ちょっと手元に資料を持ってきていないので、間違ってもいけませんので、ちょっと保留させていただきたいと思っております。

それと、1月からの実施に向けて日にちがないというようなことでございますけれども、当然、まだあと12月ありますので、至急検討のほうに入りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） きょうの新聞報道によります文部科学省で1kg当たり40Bq未満と言いますか、以下ですか、そういったものに給食の食材をしていくというのが出ておりましたが、今、扱っております給食の食材も、先ほど言いましたように、約9割近くの食材は学校給食会とJAなすのから納入をしていただいております。そのほかは10%程度が地元の商店から購入をしているということなんです。少なくとも学校給食会とJAなすので検査をしている結果からいきますと、不検出というような数字が出ておりますので、40Bqを超しているというふうな食材を使っているという認識は、今のところございません。それらも含めて、一般の市内の地元の業者から買う食材も、流通しておりますので、基本的には検査をしているものだというふうに思っているのですが、それらの不安も解消するために、一般地元商店街か

ら買ったものを、先ほど毎週1品目と言いましたが、4カ所でするので、4カ所と申しますのは3調理場をもとに1品目、そのほか単独校の分として1品目やりますから、1週間には4品目ですね。同じ品目はやらないという形でいきたいと思っておりますので、4品目をやっていきますので、そういった形で対応していきたいというように考えております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 県のほうでも、検査をしているものが暫定基準ということで多分検査をして、その結果でやっていたと思いますので、今後は給食会あるいはJAなすので使っているものについても、もしかすると暫定基準と今回の厳しくなった基準の間でひっかかってくるものがあると思っております。

また、市のほうでも週に何回か測るということで、議案質疑でございますので、ここで私の意見、考えを述べることはできませんけれども、当初から、この事業につきましてはできるだけ早くやってほしいというふうに、必要なのだという、つまり先ほど福祉部長は市民の声については今ここでははっきり言えないということでしたが、とにかくお母さんたち、保護者の方たちは、お子さんの給食については非常に早く実施してほしいというふうな考えでいたと思いますので、また10月に臨時議会を開いて対応した放射能対策事業については、スピード感を持って実施する必要があるための事業で予算措置をするというふうに説明がありました。

この給食食材の検査については10月の補正にも計上されず、今回というふうになったわけですが、9月の定例議会での答弁、10月の臨時議会での補正の未計上、そして12月の定例議会での補正要求という経緯。どうも一貫性がないように感じてい

ます。今後必要な事業については対応のおくれないように実施されることをお願いし、このたびの予算計上の経緯、給食食材の検査については理解をいたします。

以上で質疑を終わります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では52号一般会計の補正のところで、議案資料のところでございますと4ページのところで、清掃センターの解体基金の繰入金ということと、あわせて歳出のところでも清掃センター解体事業ということで出てきますけれども、今までの答弁をしていた部分のところと、今回、この補正を組んでするということの経過を少しまとめて整理して、どういう経過でどういうことを行おうとしているのかをわかるように、ちょっと説明していただきたいということが1つです。

それと、先ほど学校給食、保育園給食の放射能の測定の話が出ていましたけれども、9月の議会のときにも学校給食だけということじゃなくて、食の安全ということで、私も9月の議会に質問をしましたときに先ほどのやりとりが教育部長と山本議員のところであった、その後やったものですから、学校給食は県の農産物のモニタリングを参考にするとか、学校給食会でやっているからとか、JAなすのから入れている、そういうところで9割やっているからというのは、そのときもおっしゃっていたこと。じゃ、保育園はどうなのと言ったときに、福祉部のほうでは、ちょっと保留をして考えさせてくださいということで、その後、保育園のほうは学校給食会から来ているのではなくてということで、保育園は保育園で学校給食とはまた別の観点からやってきているというふうに私は理解したんですけれども、そのときに流通しているものの中でどれだけ信頼性があるかという

ところで、産業部長のほうから県のモニタリングってそんなにあてになるものなのということのやりとりをした覚えがあります。

今回も県のモニタリング調査でやって基準を超えなかったものが、那須塩原市でもキノコ類とか出ています。そういう部分のところ考えたときに、今回1月から検査を行うことと、1月になっても全品目をやるわけではないので、どの点を注意して検査に回すという、そういうような方針をそれぞれ福祉部と教育委員会部で考えたかどうかを、この検査品目を行うに当たって、ただ県と同じようにやみくもに1品測ればいいのか、週に4品測ればいいのかというのではなく、もう少し安全に配慮して、これは確認しなきゃいけないねという観点からやろうとしているのか、その辺のところを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私のほうから、旧西那須野清掃センターの解体の一連の経過ということでございます。

まず、経過につきましては、当初予算でもご説明いたしました西那須野清掃センターにつきましては借地であるというようなことと、3億円の基金が準備されているというようなことから解体に着手したいということで、当初予算につきましては、解体に当たってのダイオキシン等がありますので、その調査と解体の設計ということで計上させていただきました。

あわせて、地権者は現在3名ありまして、その地権者に壊して更地にして返しますというふうなことにはなっているんですが、代替地ということでの提案をしまして、ご説明をしたとおり、現在の建築されている敷地の後ろに一本道があるのですが、その北側にやはり代替地としての土地

がありまして、そちらのほうに移っていただくというふうなことで交渉を進めてまいりました。

ということではありますが、今回のこの減額につきましては、ダイオキシン調査解体設計につきましては、当初1,648万5,000円予算計上しておりましたが、実際には、入札の結果ですが682万5,000円ということで大きく減額になりました。966万円の減ということになります。

それで、大変申しわけないんですが、今、私が申し上げているのは執行計画書の10ページなんです、そちらで大変申しわけございません、訂正をお願いしたいんですが、今、気がつきまして、清掃費の2項3目の塵芥処理費のところは清掃センター解体事業ということで入っていますけれども、その中の委託料が966万円の減額になっております。これは、そのダイオキシン調査等解体設計のほかに、農地整備、測量、設計と入っていますが、大変申しわけありません、農地整備、測量は今回減額になっておりませんので、そこは消していただきたいと思います。大変申しわけございません。

ということになっていまして、今回、工事請負費において継続費を組ませていただきました。継続費については予算書のほうに載っておりますけれども、23、24年度の中で総額が4億9,906万5,000円になっているのですが、その執行について、23年度は1億円というふうなことで年次割が入っておりますが、それを計上したのと、代替地の農地整備、ただいま申し上げましたが、当初から同時並行に進めていこうということで考えておりましたけれども、なかなか地権者との合意に達していないということで、今回は農地整備と、それにかかわる移動の関係ですね。それについては応答させていただくということで、1,155万円が減額というふうなことになっております。

ということで、今後、さらに交渉を重ねまして、年度内に農地整備の測量、設計に入れればなというふうには思っていますが、引き続き交渉していくというふうなことであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 給食の食材を1月からどの点に注目して検査をするのかというご質問ですが、まず先ほどから言いますように、市内の商店から買ってある約10%程度の食材を重点的にやるわけですが、それらの産地、あるいは製造元の確認というのを今やっておりますが、それらの産地製造元を確認しながら、これは検査を委託するわけですが、委託する場合にはゲルマニウム半導体検出器で下限値が20Bqまで出るという装置で検査をしてもらうというわけですが、これは検査の必要量が1kg必要になります。それを持ち込んでと言いますか、とりに来ていただいて審査をしていくものなんですけれども、正式な検査結果が出るまでには3日から4日程度かかるというところが流れでございます。

それから、食材につきましては、先ほども申しましたが、キノコ類、それから肉類、豚肉、鳥肉等、それから調味料というんですか、味噌、しょうゆ等、それらの検査を主にやっていきたいと考えております。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 保育園のほうの食材ですけれども、学校給食会からとっているものについてはほんの一部ということで、おおむね市内の一般の商店、スーパー等から入れているわけです。その中で農協（JA）の検査を経ている野菜等ありますし、その他肉類、魚類、卵類ありますけれども、それを1つずつ1日に2品目だけということだと、なかなか全体的な安心というの

にはつながらないかなという気もします。

その中で、公立保育園の話を先ほどして、1日に延べで2品目というお答えさせていただいたんですが、そのほかに予算書のほうをごらんいただきますと、補助金ということでとってございます。これは民間の保育園、幼稚園において検査していただくということで、検査される場合には補助金を出しましょうというような趣旨でございますけれども、したがって、民間の保育園、幼稚園等ともうまく連携をとれるものであれば、当然納入先とかも同じところから納入しているものもありますので、そこら辺整理しながらということで、相当煩雑にはなると思うんですけれども、その辺うまく整理して、できる限り1日当たりの検査できる食品数、種類というものをふやしていくような方法ができないか、日にちはないんですけれども、研究したいというふうに考えています。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 西那須野の清掃センターの解体ということで、要するにダイオキシンの調査をしている部分のところは確定して、966万円の減額となったということで、その辺のところはわかりました。それで、更地にして地権者に返したいし、代替地も決まっているということだけでも、まだ地権者の了解は得られてない段階だという解釈でよろしいのでしょうか。

その辺のところ、要するに地権者の了解がとられた時点で、今後、農地整備のための設計に入るということになるんですかね。それを確認させていただきます。

それとあと、学校給食の部分のところ、国は40Bqをとりあえず示してきたわけですが、40Bqが、さて高いか低い、受け入れられるか、受け入れられないかという判断をそれぞれの人がするんだと思うんですけれども、ここはとて

も微妙な地域で、外部被爆が結構ある地域です。外にいと、本当に外部被爆から不安になっている方たちがいる。でも全体は外部被爆を下げるということは本当に困難であるということ考えたときは、内部被爆を下げたいから、給食とか自分のうちの食卓に並ぶ食材が気になるんだと思うんですね。

そういったとき、先ほどの検査をして、その情報をどういう形で家庭の中にフィードバックするかという、家庭の食卓の積算状況と外で食べている学校給食とということで、家庭では判断していくことになると思いますので、その辺のところと、あと献立というのは1週間前に立てるので、どんな食材をというのも大体想像がつくとしたら、前もってどこから入れるものでどういうものは事前にはかっておこうかというような考え方というのはとれるものなのかどうか、聞かせてください。

それと、チェルノブイリのときもそうですし、今回、福島での農産物の調査というのは相当の品目、細くなさっているの、どんなものがどのぐらいの地域で出そうかなという想像はつくと思うので、その中で那須塩原市で特に気をつけなきゃならない食材といったら、キノコは既に出ちゃっているからそうですけれども、あと魚のたぐいがどこから入れているものをするとか、肉も先ほどやると。それと穀類をどうするかということで、米とかは、保育園は家庭から持ってくるからいいと思うんですけども、学校給食のところのもので、なぜ米を、主食をというふうになんか不安かと言いますと、私が本当に昨日得たところでは、白米にして20Bqを超えちゃったよという米が検出されちゃったんですね。今まではNDでほとんど検出されないということ、県の農産物の検査ではそうだったんですけども、20Bqを超えちゃったというところから想像して、40を超えている

ところが出てこないかなというふうになんか不安になったので、主食もきちっとはかるというふうに、芋類も少しは高いということも考えて、どこから入れる。まあ産地を考えると行ってたので、その辺は無防備なものは導入しないとは思いますが、その辺と40をどうするかという検討を、今後どういう場で、あと保護者のほうから保育園にしる、学校にしる、給食は3分の1の安全を請け負っているわけですので、保護者とのその辺のやりとりをどのように今後やっていくのかという考えがあったら、それも聞かせてください。
議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 代替地につきましてなんですが、いわゆる市の考え方と地権者3名の考え方に合意がなされないというふうな状況ということでありますが、ということで、工事費関係ですね、農地の整備費に関してはそれで落としたいということと、農地の設計関係については、今後も引き続き交渉を重ねまして、合意に達すれば設計の発注にかけていきたいというふうな考えで、それだけは残しておきたいという考えであります。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 給食食材の放射能検査の結果といいますが、それらのお知らせをどのようにやるかというのがまずあるかと思うのですが、それにつきましては、給食だよりというのがありますので、学校を通じて給食だよりでまずはやっていきたいと思っておりますし、ホームページのほうにも掲載をしていきたいと思っております。

それから、地元の商店等から買う食材といいですか、献立そのものが事前にわかっているの、どこから買うかわかれば1週間程度前に食材の検査もできるのではないかというご質問だと思います。

すが、どのお店から買うというのは、給食センター、あるいは自校方式についても、大体はわかっているんですけども、例えば仮に野菜であれば野菜、キュウリでも何でもいいんですが、それをその地域の商店から買うといった場合に、それが1週間前の産地のものかどうかといえますのは、ちょっと特定してどこどこ産地を持ってきてくれるというわけにはちょっと難しいかなと思っておりますので、事前にはかることはちょっと難しいと考えております。

それから米につきましては、全食、学校給食の場合には学校給食会を通じて納入になっておりますので、それにつきましてはそちらのほうで検査をしているというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 測定結果のお知らせの方法ということなんですが、例えばこの保育園ではかった結果だけをその保育園の保護者にお知らせすると、それだけのことなので、できれば全体的なものをどの保育園の保護者も見られるような形で、1日のいろいろな食材の安全を確認できるように公表できるように調整を図りたいというふうに思っています。

それから、前もってはかしておくということなんですが、保育園、幼稚園の場合は非常に少量なので、普通の小売店とかスーパーとかから納入されているわけで、特に野菜なんかですと、例えば公設の市場から入れている小売店なんかですと、実際にその日になってみないと、どこのものが入ってくるのか、恐らくわからないんじゃないかというふうに思っております。

したがって、やはり食材を前もって買って置くわけにはいきませんので、その日のうちに納入されたものを、その日のうちに調理して食するという

のが基本ですから、やはり基本的にはその日使うものを取り分けて測定に出すというような形にならざるを得ないのではないかと。

中には、お肉とか特定のお肉屋さんから入っているようなものもありますので、幾つかはそういう対応ももしかするととれるかもしれませんが、そこら辺のところもよく調べてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私、事前にはかれないかと言ったのは、そこで入れる食材を事前にはかれないかということで、毎回それをするというのは、今お二人がおっしゃったように無理だというのはわかっています。ただ、どこどこで、そろそろ何がとれるよねって、この辺でジャガイモがとれるよねって、この辺のジャガイモってどのくらいあるのかなというのを県がやっていけばいいんですけども、県は県南、県北、県央3カ所しかやらなくて、県北も大田原でしかやっていないというのに、やっぱり地元の部分のところで納品されたのが那須塩原市とかということであつたら、この辺でとれたジャガイモだったらどのくらいあるのかなという、使うシーズンの前に大体キュウリとかナスとかピーマンとかだったら、大体入ってくるであろうところがどのくらいになるのかなというのがはかっておけないかなと思ったのでお聞きただけで、それはもしかしたら農林サイドのほうでそういうことはきちっとやってもらうということが必要で、それを参考にすることで産地を避けるとかということで、子どもたちの問題ですので、その辺のところ、40Bqにいたる産地かどうかということは今後検討していくことになるんだと思うんですけども、今出そうとしている那須環境なんかは、セシウム134、137それぞれ

20Bqまでしかはかれないので、下手すると134が19で、137が21だと、21というふうに合計が出てくるんですね。だからそうなると、確実に40Bq以下というふうに思うんですけども、出てない19と21を足したら40になるという、その微妙な食品の場合はそういうふうになるので、その辺のところも十分に判断に入れていただきたいというふうに思います。

それと、県のほうの新聞記事なので、県は何をもって言っているのかわからないんですけども、陰膳方式をとりたいというようなコメントがあったんですけども、その辺のところは、これは学校給食のほうですけども、陰膳方式をとりたいというふうな、県は直接やるわけではないのに何をもってして言ったのかわからないんですけども、その辺はどのようにお考えなのかあわせて聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 陰膳というお話でしたが、学校給食で給食に出しているものは、出したものをすべて保管をしておりますので、期間は1週間保管をしておりますので、ただ、それを検査するということでは、今のところ考えておりません。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 1点だけちょっと確認しておきたいと思います。

ただいまの質問の中で、主食の米が20Bqを超えているという質問の答えがなかったんですけども、それについてお答え願います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 私どものほうで納入を

していただいております学校給食会のほうからの、米はすべて、それから小麦、パン関係は、すべて不検出のものを納入いただいておりますので、私どものほうでは超えているという情報は得ておりません。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第52号 一般会計補正予算に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第53号～議案第58号の

質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、議案第53号から議案第58号までの特別会計及び企業会計補正予算6議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、議案第53号から議案第58号までの特別会計及び企業会計補正予算6議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第65号～議案第68号の

質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第5、議案第65号から議案第68号までのその他の議案4件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、議案65号公の施設の指定管理者の指定について質疑をいたします。

議案資料の58ページ、那須塩原市西那須野図書館ほか16施設の指定管理者の指定についての部分で質疑をいたします。

ここでは、選定の結果について表になっておりますけれども、この応募の団体につきまして、まず決定をしたところが3つの会社の共同体ですけれども、この3つの会社の共同体が公の図書館の管理を行っている実績があったのかどうか。それからAとBについてはどうだったかということをお尋ねいたします。

もう一つは、1のところに管理業務等の内容について1から6まで業務書いてございますけれども、この図書館については3つの図書館以外は公民館の分室及びサービスポイントということで、公民館の中に図書館の部分が含まれておりますけれども、公民館につきましては、来年度平成24年度も今までと同じように市が管理をして運営をしていく形になっております。その中の一部分の図書館の部分について、この指定管理者に決まったところがどのような部分を管理していくのか、あるいは情報管理、運営管理、防災、いろいろありますが、していくのかにつきまして、どのようにその内容を決めているのかについてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 今回ご提案をさせてい

ただいております指定管理者が行っている実績ということでございますが、ことしの4月から宇都宮市立南図書館がこの3社でやっております。それ以外に大新東ヒューマンサービスというものは、いわゆる共同体の中に入っています1社ですが、栃木図書館、あるいは小山市立の中央図書館関係を実績として行っております。それ以外の業者がどういった実績があったかということでございますが、1社につきましてはA社でございますが、A社につきましては県内の図書館、あるいは近接、隣接の図書館は、そのA社が指定管理者となっております。B社につきましては県内では実績はございません。

それから、那須塩原市特有の公民館の分室制度をどういうふうにするのかということだと思っておりますが、分室が各公民館のほうにございますが、これにつきましては今まで同様、指定管理者になっても担っていただくということになりまして、現在も整理ですとかそういったものは図書館のほうで定期的に行って行くのですが、貸し出しですとか返却、これはどこに返してもいいんですが、貸し出し、返却関係は公民館のほうで今も担っておりますが、今後も担うということで、それから図書整理の関係は指定管理者のほうで担うというようなこととなります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 決まった団体については了解をいたしました。公民館の分室、あるいはサービスポイントに関しての業務に関しましては、今までと変わらないということだったのですが、この業務の提携については、多分開館日などが今とはかなり変わってきて、長くなると思うのですが、その点に関しても今までと同じでやっていくということの了解でよろしいでしょうか。その1

点のみお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 公民館に設置しております図書館の分室関係の開館日等の関係ですが、これは公民館そのものの開館日が毎週月曜日が休みになっておりますし、開館はしておりますが、職員がいない状態ですね。それから祝日が閉館という形になっておりますので、その辺につきましては図書館のほうは、来年の4月からは祝日も開館いたしますし、月曜日も交互に開館するという状況でございますが、公民館につきましては、公民館の職員が勤務しているときだけやっているということで、現在の状態と同じということでございます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 議案65号の公の施設の指定管理者の指定について、参考でお聞きしたいと思います。

現在、職員も勤めていると思うのですが、職員の処遇についても含めて検討されたのかどうか伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） どの施設という指定がないものですからちょっと迷ったのですが、具体的に言うと、図書館関係で13人とかですね、正職員でありますので、それらについては今後、特に今般24年度については総合計画後期計画が始まるということで、そちらのほうの事業の強化すべきところ等々への異動という形になるのかなというふうに、全体的にはそんな形です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 申しわけないです。きちんと言わなかったものですから。

施設振興公社関係の準職員といたしますが、そういった関係も含めての検討があったのか、再度伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 施設振興公社の関係でございますけれども、施設振興公社につきましては、これまで市のいろいろな施設を指定管理としてやってきたという経緯がございます。こういった中におきまして、施設振興公社につきましては、事業をやはり今までやってきた温泉事業の部分と文化会館の部分というのがございました。そういった部分に特化するという考えのもとで、今回新たに長寿センターも含めて温泉施設ありますので、そういったところを管理するというところで施設振興公社の部分については指定管理として考えているというところでございます。

こういった中で管理する施設も縮小になってきたという部分もございますので、職員の体制につきましても若干スリム化をするという形の中で、23年度と比べましては、市から今まで派遣していた職員については派遣しないような形をとるという部分と、今まで事務局長、専務理事という形もありましたけれども、そういった中では事務局長以下、施設振興公社の職員で今後の指定管理を行っていくという方向で今、考えているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） まず、議案第65号の指定管理者の指定についてのところで、基本的なことをお聞きしますが、公募するに当たって、昨年度、22年4月1日現在で青木サッカー場の公募をしたときに、那須塩原市内に本社や事業所を有する法人等というふうに、今までと違った表現

をしたために1社しかなかったということがあったと思うんですけども、今回のところでは、割と市内にあるところが市外の割と経験がほかであるようなところとか、市外の業者であっても自分のところで経験がないところと余り管理運営が得意ではなさそうなところは、それで企業体を組むことによって公募に応募してきているわけですけども、この辺のところの応募資格、申請資格というのは何か今までと違ったことを考えて出しましたかというのと、西那須野運動公園ほか、1施設の指定管理者の指定のところなんかとか、図書館なんかもそうなんですけれども、割とここの選考のところ、管理経費の縮減、要するに管理経費を安く抑えられたよというところが5ポイントで高いところが落としているんですけども、その辺に対して公共サービス基本法ができていますよね。公共サービス基本法では、行政のアウトソーシングに関して、もちろん民活を活用することで指定管理者が出てきたんですけども、その結果生じたワーキングプアに対する対策もとりなさいという法律ができていたわけですね。そこら辺を何か加味したような募集の仕方をしたのかというふうに思ったんですけども、どうもこの結果を見ると、その辺何か余りしていないんじゃないかなという想像がされるんですけども、その辺の経過を聞かせてください。

それと、今のことにあわせて、すべて今回のところの指定管理者に出した施設の今までの常勤職員、委託して出していたり、今までさせていたところがあるところは別ですけども、新たにさせるというところの正職、要するに市の常勤職員が何名いて、その人たちの給与の、何名いて、別にだれが幾らということではなくてもいいんですけども、平均給与がどのぐらいの人がそこに従事していたか。それで非常勤が何名いて、その非常

勤の人の時給だったりすれば時給でもいいんですけども、それがどのぐらいの人を雇っていたかというのをこの場で聞いても出ないでしょうから、それは常任委員会の審議のときまでいいので、それを出していただきたいというふうに思います。

それと、この指定管理者がこういうふうにごんごん指定をされてくるわけですけども、今までの指定管理者に対して、指定管理者のモニタリング、あと評価というものをどのように考えてきて、今回はこの選定された人に対してどうモニタリングをして、どう評価をしていくかというのをどのようになさるかも、考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 4点ほどあったかと思

います。まず、公募に当たっての関係でございますが、市内と市外の取り扱いということでございます。

本年に入りまして、23年1月14日の指定管理者の選定委員会で取り決めたところでございますが、ご案内のように、原則として市内に事務所または事業所を有する団体等の公募ということだったわけでございますが、ただし書きをつけまして、いわゆる要件の変更でございまして、市内において当該施設を管理運営できる能力を有する団体または事業者がない場合、または少ないと認められるときには、運営に支障がないと認められる範囲で事業所要件を別に定めることができるよということにしております。

それから第2点目、ワーキングプアの関係でございますが、これ等については各施設ごとに仕様書なるもの等々をつくりまして公募するわけでございますが、一般的には、いわゆる遵守すべき法律等に関しては、詳細に明記しないのが通常でございまして、通常、この公募に当たって明記する

のは情報公開条例がありますよと、それから守秘義務というか、個人情報保護条例等がございますよという部分が明記されているのみでございます、そういった意味での、例えば賃金等の明示というのはしてございません。

それから、常勤職云々という部分については、後で詳細調べまして報告したいというふうに思います。

それからモニタリング評価でございますが、新規を除いて継続の場合には、今までの管理状況等々、当然毎年、事業報告等を出させていただいている部分もあるものですから、それらに基づいて評価等々に基づいて、実際には選定委員会のほうで審査している状況でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、最後のモニタリング評価というのは、審査会のほうでモニタリングして評価しているということですが、今回のところでは、市内の業者だけではなく、どうも何社かで、ある意味、体育施設をしていた那須ヘルスセンターですかね、そこは青木サッカー場のところで経営の健全化がとてよくなって、こんな点数でよく通ったというやりとりをやったと思うんですけども、今回ここが5になったということは、そういう部分のところのほかの会社と一緒にすることで、1社1社の経営の健全性ではなく、トータルの健全性ということにこういうところの評価というのはなるのかどうか、聞かせてください。

それと、公共サービス基本法のところでは、指定管理者などのところで官製ワーキングプアを生まないよという法律の仕掛けになっているんですね。民活で指定管理者に出しなさいと勧めていながら、公的なワーキングプアを生み出しては

いけないよという仕掛けをしなさいというふうになっているので、その法律をちゃんと受けて、野田市なんかは公契約条例というものをつくって、それで公契約条例の中で指定管理者のところでも、これを下回るような雇い方、労働者をしてはいけないよというようなことを仕掛けてきている自治体というのも、実際にはあるんです。

その辺のところ、実態としてもう既にやっているところ、これからやろうとしてきているところが出してきた施設の効用の最大の発揮をしているときに、必要以上に人件費を削ってないかとかというような視点で審査はしているんですか。それを聞かせてください。

あと、先ほど聞くのを忘れちゃったんですけども、66号のところ、広域の事務組合の規約の変更のところ、那須地区夜間急患診療所の管理運営に関する事務ということで1つ足してきましたけれども、今後、これを運営するに当たった課題となりそうな、問題となりそうなことというのは何点か起きているような話を聞きますけれども、把握していますか。それを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 先ほどの市内と市外の取り扱いということでお話ししたんですが、選定委員会ではもう一つ、重要な審査基準の見直しということをして1月の段階で行いました。これについては、いわゆる経営状況にかかわる審査方法でございますが、外部審査、いわゆる税理士さんをお願いして、それら参入、いわゆる単独、あるいは複合含めて、例えば3社あれば3社のそれらの経営状況等を審査するというに、その直近3年間の決算書の内容の指標等を用いて税理士さんのほうから補助的に報告いただいて、それで審査するという段取りになってございます。

それと2番目でございますが、いわゆる協定でございますが、細かく言いますと、例えば最低賃金法だけじゃなくて、労働基準法、あるいは労働安全衛生法、その他もろもろ施設の関係でございますので、民法等も含めて公の施設の管理等々をやらなきゃならないということで、非常に多岐にわたる法令等が予想されます。

これらについては、この公募の段階での詳細で出すというよりは、それぞれの協定、あるいは打ち合わせの中で、あるいは報告の中で、それらの基準等を遵守しているかどうかを見きわめていかなきゃならないというふうに思っております。

なお、基本的にはそういうことで、明細、詳細についての協定はしていないというのが実情でございます。

話が飛びまして広域行政、私のほうでやはり所管しておりますので、広域行政のほうでございますが、来年の7月からこちらのほうの日赤の営業開始とあわせて、今現在、大田原、あるいは旧黒磯地区でやっています急患診療所等を統合した形で一本化するということでございますが、これ等については、マンパワーの集結によって非常に濃密なといいますか、力強い診察等ができるんじゃないかという反面、ご存じのように距離が遠くなるという部分も、例えば旧黒磯の黒磯とか、那須町さんとか、そういう部分については当然今までの診療所より遠くなるというような距離的な部分じゃ、緊急性のあるものをどうするだという部分があるわけでございますが、それらについての確かにデメリット等はあるかと思えます。

ただ、ご案内のように、二次じゃなくて三次救急については日赤が指定されておりますので、それらの相当緊急性があるもの等については、逆にメリットがあるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 指定管理者のところで、雇い入れた人に対してきちんとした労働環境を保障してやる事業者かどうかというところで、労働者の配置計画書とか、労働者の支払い賃金報告書とか、そういうようなものを出させないと実際にはわからないんですよ。最低賃金を守っているかどうかさえも、それを守らないところはないとは思うんですけども、それ、ぎりぎりのところで、あとの労働環境はちっともよくないというような状況で働かせてしまうというところが出てくるので、今後、これは課題なのかというふうに思うので、その辺のところ、今のモニタリングとか評価でその辺が実際に見えるものなのかどうかの判断をどうなさっているか聞かせてください。

それとあと、先ほど那須地区の夜間救急診療所の開設に伴った事務を広域のほうで1つ行うことになるわけですけども、先ほど部長がご答弁されたようなことは、もう想定の中で言われていたことなので、私もそれはわかりますけれども、そのほかに新たな、実際やろうとして段取りを進めていったら新たな問題が起きているというのは把握なさっていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 第1点目でございますが、モニタリング上に見えるような形での書類整備等々でございますが、今後、施設ごとに多少ばらつきがその辺あるかに私は感じておりますので、マニュアル等を強化しまして、その辺の書類の提出について、そんなに過度に負担をかけるような形じゃなくてできますものですから、その辺について研究していきたいというふうに思っております。

それと診療所の件でございますが、現在のところ、スペースの問題とか場所の使い方、あるいは備品等の整備等を進めているところでございまして、そうした中では多少、当初予想した以外の部分が出てきているという部分はあろうかと思いません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、先ほどの鈴木議員と重複する点があるかと思いますが、よろしくお願ひします。

公の施設の指定管理の中で、今まで施設振興公社が管理しておりました運動施設や公園施設等が公募され、指定管理者が決まるわけです。

そういうことで、今回、施設振興公社が指定管理の指定を受ける施設は、これまでも指定管理を受けておりました黒磯文化会館、板室健康のゆぐリーングリーンと自然遊学センター、そして新たに指定管理施設になります健康長寿センターの4施設となります。これまでと比べますとかなり縮小されたわけでございます。

先ほど部長の答弁でもお聞きしましたが、その理由と経過についてをお伺ひいたします。

また、本来指定管理者とは公募して競争するのが指定管理の趣旨であると思いますが、施設振興公社はどういう理由で1社指定の随意契約になっているのかお尋ねいたします。

今回、3年間の指定管理ですが、期限が切れまして3年後はどうなるのか。今後も1社指定の随意で、あるいは公募で競争されるのか等についてもお聞かせください。

次に、今回指定管理施設になります健康長寿センターは、今まで市が直接管理をしているわけですが、施設振興公社に指定管理の指定をすること

により管理料の増減があるのか、また市直轄の職員体制で公社職員による管理体制の違い、人数等についてもお伺ひします。

次に、今まで施設振興公社が指定を受けていた施設で、今回民間業者に指定する管理施設の委託料ですが、23年度公社予算と比較して24年度の増減はいかほどか、施設ごとにお伺ひをいたします。

以上、お願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 私のほうからは3点。

1番目は、公社のいわゆる管理先の減少でございます。議員ご存じのとおり、那須塩原市、公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例、こちらのほうで公募するというのは決まっております。第2条でございます。ただし第2条第1項で公募するというものになっているわけなんです。2項においては、施設の管理運営上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合と、その他、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合という2つについては、公募しなくていいよと、1つでいいよという形になってございます。

それと2番目についてですが、これも今言ったように裏腹になってございまして、公社についてはやはり公募を原則ということで、今般そのような形で公募に踏み切ったということでございます。

それから、3年後どうなんだという部分でございますが、これ等は条例の趣旨に反しないような形の中で、その経済社会情勢等、当然民間の雇用というものもありますものですから、それらも含めて経済社会情勢を踏まえながら、3年後に決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 6番目にお尋ねの、各施設ごとの平成23年度が公社委託で24年度からの公募との比較ということでございますので、私のほうからは、西那須野運動公園ほか1施設の指定管理の指定につきましてお答えをしたいと思います。

23年度の指定管理料でございますが、これは西那須野運動公園と三島体育センター合わせまして9,764万6,000円でございます。24年度の指定管理料を今お願いしているものですが、それが1億111万3,000円ございまして、トータルしますと、差し引きしますと346万7,000円の増になっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 私のほうからは、健康長寿センターの指定管理についてお答えしたいと思います。

健康長寿センター、現在市直営で実施しているわけでございますけれども、その職員の現在の体制のほうからちょっとお話ししたいと思うんですが、現在は専任の職員が1名、それから長寿センター所長が黒磯保健センター所長が兼務でやっております。それと、西那須野保健センターのほうに配置されている保健師、栄養士等が8名ほどいるわけですが、その者たちがちょっとした受け付けであるとか、問い合わせに答えるとかということで、実際、事務量のどれくらいということは正確には出ないんですけれども、恐らく5%まではいってないだろうと、3%ぐらいではなかるうかというような現場のほうの試算でございます。

このような体制で実施しておりますので、指定管理になりました場合に、当然その責任者及び、そこに張りつく職員については、いずれも専任でというような形になりますので、長寿センターの

運営については、よりよい管理ができるのではないかと。

さらに保健センターの側から見れば、所長が兼務していたということですが、それが解かれることとなりますので、当然本来の保健センターの業務のほうに専念できるというメリットがあるというふうに考えています。

それとあと、金額のほうなんですけれども、大体管理運営に係る消耗品とかその他のものについてはそんなには変わらないと。大きく変わるののは恐らく人件費であろうというふうに考えているのですが、人件費についてはご承知のとおり、人事異動でどういう人間が張りつくかによって若干変わってまいりますので、正確なところは申し上げられないのですが、参考までに、先ほどの現在の市直轄の人員配置で23年度の予算額でいきますと、人件費、管理費含めておおむね1億1,300万円ぐらいで、今回、債務負担行為のほうでお示ししたのが1年分相当として、1億732万1,000円になるかと思うのですが、ということで、700万円ぐらい低くなるというような計算に、今の時点ではなっているということです。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 6点目の現在までの施設振興公社と今度の指定管理者との増減ということでございます。

産業観光部の所管で塩原温泉家族旅行村がございます。これにつきましては、一部業務の内容とありますが、いろいろな施設がある中で、規模の中には廃止したり、時間を短くしたりというふうな部分もあるのでストレートには言えないのですが、それらを勘案しまして、現在の年間の金額が5,984万6,000円でございます。今度の指定管理者のほうの金額が5,875万5,000円ということで、

109万1,000円少なくなるということでございます。

それからもう1点、華の湯でございます。華の湯につきましては、今年度3,794万8,000円ぐらいですね。今度の管理者のほうが3,740万ということで、54万8,000円ぐらい少なくなるということです。人件費の関係が主かなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（君島 淳君） それでは、建設部所管のものにつきましてご答弁を申し上げます。

まず、鳥野目の河川公園でございますが、本年度が4,327万2,000円でございます。24年度の予定が4,137万5,000円でございますので、差し引き189万7,000円ほど削減される見込みでございます。

次に、都市公園ということで位置づけをされております黒磯公園ほか20施設でございますけれども、本年度が6,129万2,000円、24年度の見込みが5,627万1,000円でございますので、差し引き502万1,000円の削減ということになります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 今、細かい数字を述べていただきまして、ありがとうございます。

いろいろな経過がありまして施設振興公社が規模縮小。先ほど鈴木議員への答弁の中で、総務部長から特化して効率的にしたいという説明もありました。

そのような中で施設振興公社自体に、一般会計から指定管理料のほかに補助金が出ています。その補助金、当然施設管理が少なくなるということでございますので、23年度と4年度には差が出てくると思いますが、内訳がわかればお伺いします。

また、指定管理料とは、この補助金を加えた金額になると思いますが、そうなりますと今回指定

しています4施設の実質指定管理料は幾らになりますか。なお、これらの4つの施設の候補者以外民間業者に指定したとしたら、指定管理料が予想されればどのくらいの金額になるのかお伺いをいたします。

民間と比べて管理料が高いということであれば、公募という原則を曲げていつまでも公社に1社指定の随意契約をしていくことは難しくなるのではないかと思うのであります。そういうことで、施設振興公社の組織そのものが必要でないという結論もあるのではないかと思うわけですが、もしそうなったとき、今後、公社職員の皆さんの身分がどうなるのが心配されるわけです。今後の対応と方向性等についてお考えがあればお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 私からは公社への補助金と公社の今後という部分についてお答えさせていただきます。

施設振興公社への補助金につきましては、役員や市派遣職員の人件費、さらに公社総務担当職員の人件費や公社職員の福利厚生等に運営補助として補助金を出しております。23年度当初でございますが、このときは事務局長以下15名の体制ということで6,490万円ほど補助をしております。24年度、これは今予算編成中で見込みという形になりますけれども、鈴木議員の質疑の中でお答えしましたように、事務局長以下11名体制になるということで、市の派遣がなくなるという部分もございまして、約3,600万円ほどになりますので、2,900万円ほど減額という形になるかと思っております。

もう1点ですが、公社の今後ということでございますが、今回施設振興公社については、これま

での受託事業の実績というものからスリム化を図りながら、3施設の指定管理となる予定でございます。

会社におきましては、これから3年間指定管理をするという中で、これまでも温泉、あるいは温泉事業ですね。あるいは文化会館の管理に関しては実績がございますので、それまでの実績をさらに経営に生かしていただいて、今後、民間との競争の中でも受託できるような公社になっていただければというふうには考えているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 26番、相馬義一君。

26番（相馬義一君） 議案質疑ということでございますが、大変細かくお聞きをいたしました。

いずれにしても施設振興公社の今後は、指定管理者制度の中では非常に厳しいものと思われま。職員の生活を守っていけるような対応が必要と私は強く思いましたので、質疑をいたしました。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第65号から議案第68号までのその他の議案4議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

平成23年第6回那須塩原市議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年12月2日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 会派代表質問

28番 玉野 宏議員

- 1．総合計画後期基本計画について
- 2．産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究の報告について
- 3．新エネルギーへの取組みについて

日程第 2 議案第59号～議案第61号及び議案第63号～議案第64号の質疑

日程第 3 議案第52号の質疑

日程第 4 議案第53号～議案第58号の質疑

日程第 5 議案第65号～日程第68号の質疑

出席議員（28名）

2番	鈴木伸彦君	3番	松田寛人君
4番	大野恭男君	5番	平山武君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（1名）

1番 櫻田貴久君

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	三森忠一君	総務課長	熊田一雄君
財政課長	伴内照和君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	長山治美君
福祉事務所長	玉木宇志君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
建築部長	君島淳君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 長	荒川正君
農業委員会 事務局 長	成瀬充君	塩原支所 長	臼井浄君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 長	斉藤誠	議事課 長	渡邊秀樹
課長補佐兼 議事調査係 長	稲見一美	議事調査係	小平裕二
議事調査係	人見栄作	議事調査係	小磯孝洋